4　特定高度情報通信技術活用システム開発供給の内容及び実施時期

（１）開発供給を行う特定高度情報通信技術活用システムの内容
特定高度情報通信技術活用システムを構成する機器等の詳細（一覧）

メーカー	種別（注１）	製品名	型番・型式	（小型無人機の場合） 最大離陸重量 （kg）	主な仕様等	通し番号

（注１）種別は、以下のいずれかから選択し記載すること。
・小型無人機（操縦装置を含む。）
・自動操縦システム

（注２）
（ⅰ）上記の記載については、今後、開発供給予定のシステムだけでなく、開発中のシステム及び既に開発が完了し供給を開始したシステムについても記載可能。
（ⅱ）開発中のシステムであって、申請時に型番・型式が未定の場合は、型番・型式の欄は空欄とし、確定後遅滞なく、軽微な変更の届出書を提出すること。

（２）特定高度情報通信技術活用システムの安全性・信頼性、供給安定性及びオープン性の確保措置

項目		確保措置の内容
安全性・信頼性	開発供給を行うシステムのサイバーセキュリティに係る脆弱性の評価及び適切な対策の実施（注３）	
	開発供給したシステムの導入事業者が当該システムのサイバーセキュリティを持続的に確保することを支援するために必要な体制の整備	
	「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成三十年度版）」におけるサプライチェーンリスク対策の内容と同等の対応を含むサイバーセキュリティ対策の実施	
	所有関係及びガバナンスの透明性の確保	
	過去三年間の実績を含めた、国際的に受け入れられた基準の遵守（注４）	□　過去三年間の実績を含め、国際的に受け入れられた基準に反していない。
	外国の法的環境等による開発供給の適切性への影響	
供給安定性	サプライチェーンを含む必要な開発供給能力確保に関する計画の整備	
	保守及び管理の方針の整備	
	事業継続計画の策定	
	システムの開発供給に係る国内関係法令の遵守（注５）	□ システムの開発供給に係る国内関係法令（航空法、電波法等）を遵守する。
オープン性	他システムとの相互接続性・相互運用性の確保	

（注３）サイバーセキュリティを確保するための規程を添付すること。
（注４）過去三年間の実績を含め、国際的に受け入れられた基準に反していない場合は、□にレ印を付けること。
（注５）システムの開発供給に係る国内関係法令を遵守している場合は、□にレ印を付けること。

（３）特定高度情報通信技術活用システムの開発供給の実施時期